



令和3年12月10日

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給を行います

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」で、子育て世帯に対し、対象児童1人あたり10万円相当の給付のうち、5万円の臨時特別給付金の支給を行います。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対して、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、高校生までの児童を養育する方（児童手当の所得制限額以上の方を除く）に対し、臨時・特別の一時金を支給するものです。

2 対象児童

次に記載する児童が対象になります。

※ただし、保護者（父母等）の所得が児童手当の所得制限額以上の世帯は除きます。

- (1) 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- (2) 令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（婚姻された方は除きます。）
- (3) 令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童（新生児）

3 支給対象者

2に記載のある対象児童の保護者（父母等）のうち、令和2年中の所得が高い方に支給されます。

4 給付額

今回先行して支給する給付金は、対象児童1人につき、5万円です。



5 申請手続等

(1) 申請が不要な方

令和 3 年 9 月分の児童手当受給者（公務員以外）

※支給対象となる方には 12 月 13 日（月）にお知らせ文書を郵送します。

※同一世帯の高校生等を含みます。

※本給付金の受給を拒否される場合は、12 月 20 日（月）【必着】までに「受給拒否の届出書」の提出が必要です。期限までの提出が困難である場合はコールセンターまでご連絡をお願いします。

(2) 申請が必要な方

次に記載する方で児童手当の所得制限額未満の世帯。

なお、対象児童の保護者（父母等）のうち、令和 2 年中の所得が高い方が申請者となります。

ア 児童手当を受給していない高校生等の保護者（父母等）

イ 所属庁から児童手当を受給している公務員

※支給対象児童いる世帯には 12 月 24 日（金）にお知らせ文書を郵送する予定です。

※返信用封筒を同封しますので、原則郵送で申請書を返送いただきます。

※振込は、申請書の審査終了後、令和 4 年 1 月下旬以降、随時振込を行います。

※児童手当申請が漏れている方は、児童手当申請

ウ 令和 4 年 3 月までに生まれた児童手当支給対象児童（新生児）の保護者（父母等）

※随時、お知らせ文書を郵送する予定です。

6 支給方法

(1) 申請が不要な方

支給方法：直近の児童手当登録口座に振り込みます。

振込予定日：12 月 24 日（金）から順次、振込を予定しております。お知らせ文書が届いたにも関わらず、年内に振り込みがない場合は、コールセンターまでご連絡をお願いします。

(2) 申請が必要な方

支給方法：申請書に記載された指定口座に振り込みます。

振込予定日：申請書の審査終了後、令和 4 年 1 月下旬以降随時振込を行います。

申請期限： 令和 4 年 3 月 31 日（木）



(ただし、令和4年3月に出生した児童手当支給対象児童(新生児)については、令和4年4月15日(金))

※直近の児童手当登録口座を解約・変更等しており、臨時特別給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、コールセンターまでご連絡ください。

児童手当登録口座の変更手続きが必要となります。

※申請誤りや添付資料の不足などがありますと、再度申請書の提出などが必要となるため、支給にお時間を要することになりますので、ご注意ください。

7 その他

- ・それぞれの予定につきましては、状況により前後する可能性がありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・残りの5万円相当については、詳細が決まり次第、市のホームページ等でお知らせします。
- ・「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

8 お問い合わせ先

保険年金課 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

ひこにゃんさんきゅう
0120-1528-39

(受付時間 平日8:30~17:15)

※土日祝日、年末年始(12/29~1/3)は受付していません。

問い合わせ先

市民環境部保険年金課

担当：巴、小堀、小川

電話：30-6136 FAX：22-1398